

## 青梅税務署からのお知らせ

令和元年分の確定申告書の提出と納税の期間は次のとおりです。

**所得税・復興特別所得税**

期間 2月17日(月)～3月16日(月)

※還付申告書は2月14日(金)以前でも提出できます。

**贈与税**

期間 2月3日(月)～3月16日(月)

**個人事業者の消費税および地方消費税**

期間 1月6日(月)～3月31日(火)

青梅税務署では、所得税および復興特別所得税、個人事業者の消費税および地方消費税の確定申告書ならびに贈与税の申告書作成会場を開設します。

開設期間 2月17日(月)～3月16日(月)  
(土、日及び2月24日(月)を除く)

受付時間 午前8時30分～午後4時  
(提出は午後5時まで)

相談時間 午前の時～午後5時  
2月3日(月)～3月16日(月)までの間は、青梅税務署の駐車場は使用できません(身体障がい者用車両は除く)。なお、この期間中は、河辺駅北口のイオンスタイル河辺の駐車場をご利用ください。お越しの際はできるだけ公共交通機関をご利用ください。

※平成30年分の確定申告書を「市町村の相談会場」「税理士会の無料申告相談会場」「農業協同組合、商工会などの申告

相談会場等」で提出された方、e-Tax(国税電子申告・納税システム)で提出した方、プリントアウトして「書面」で提出した方は、確定申告書等の用紙は送付されませんのでご留意ください。

※国税の納付は、振替納税(贈与税を除く)やe-Taxをご利用いただき、お近くの金融機関で必ず納期限(所得税および復興特別所得税・贈与税は3月16日(月)、個人事業者の消費税および地方消費税は3月31日(火)まで)に納付してください。

**持物**

申告書の控えなど  
計算器具、筆記具、前年分の確定申告書

※混雑場合により、早めに受け付けを切ることもありますのでご了承ください。

場所 役場3階第1・2会議室

※混雑場合により、早めに受け付けを切ることもありますのでご了承ください。

**社会保障・税番号制度の記載**

所得税および復興特別所得税・消費税および地方消費税・贈与税の申告書は、税務署へ提出の都度、マイナンバー(個人番号)の記載と、本人確認書類の提示または写しの添付が必要です。マイナンバーカードまたは通知カード、運転免許証などの書類を併せてご持参ください。

※混雑場合により、早めに受け付けを切ることもありますのでご了承ください。

**国税庁ホームページの活用**

国税庁ホームページ「確定申告書等作成コーナー」を利用すると、所得税・復興特別所得税・贈与税・個人事業者の消費税・地方消費税の確定申告や青色申告決算書などが作成できます。作成した申告書などは、プリントアウトして「書面」で提出ができるほか、e-Taxを利用しても提出することができます。また、「所得税及び復興特別所得税の確定申告の手引き」や申告書の用紙などは、国税庁ホームページからダウンロードできます。

※混雑場合により、早めに受け付けを切ることもありますのでご了承ください。

**医療費控除の手続きについて**

平成29年分の確定申告から医療費の領収書の代わりに、「医療費控除の明細書」の添付が必要になりました。医療費の領収書の提出は不要になりますが、自宅で5年間保存し、税務署から求められたときには、領収書を提示または提出しなければなりません。

なお、医療保険者から交付を受けた医療費通知を添付すると、明細の記入を省略することができます。この医療費通知とは、健康保険組合等が発行する「医療費のお知らせ」などです。

また、「医療費の封筒」(医療費の明細書が印刷してある封筒)は、準備がございませんので、医療費控除の添付書類として領収書等を提出される場合には、必要に応じて封筒をご用意ください。

**災害を受けた場合の税務手続等について**

災害により被害を受けた場合には、以下のような申告・納税等に係る手続等がありますので、税務署へご相談ください。

**①申告などの期限の延長について**

災害により申告・納税等をその期限までにできないとき(交通途絶等)は、税務署長に申請し、その承認を受けることにより、その理由のやんだ日から2か月

以内の範囲でその期限が延長されます。この手続は、期限が経過した後でも行うことができますので、被災の状況が落ちてから、税務署にご相談ください。

②納税の猶予について  
災害により、財産に相当な損失を受けた場合は、税務署長に申請し、その承認を受けることにより、納税の猶予を受けることができます。

③所得税の全部又は一部の軽減について  
災害によって、住宅や家財などに損害を受けたときは、確定申告で、以下のどちらかの有利な方法を選ぶことによって、所得税の全部又は一部を軽減することができます。また、給与、公的年金、報酬などから徴収される（又は徴収された）源泉所得税の徴収猶予や還付を受けることができます。

④所得税法に定める雑損控除の方法による方法  
⑤災害減免法に定める税金の軽減免除に関する特例について  
災害により被害を受けた事業者が、当該被害を受けたことにより、災害等の生じた日の属する課税期間等について、簡易課税制度の適用を受けることの必要な場合（又は適用を受けることの必要ななくなった場合）には、税務署長に申請しその承認を受けることにより、災害等の生じた日の属する課税期間から簡

易課税制度の適用を受けること（又は適用をやめること）ができます。  
※災害によって事務処理能力が低下したため、一般課税から簡易課税への変更が必要になった場合や、棚卸資産その他業務用の資産に相当な損害を受け、緊急な設備投資を行うため、簡易課税から一般課税への変更が必要になった場合などに適用されます。

### にせ税理士・にせ税理士法人に

「ご注意ください！」

納税者からの依頼を受けて行う税務代理、税務書類の作成および税務相談の業務は税理士業務とされ、これらの業務を行なうことができるは、法律で税理士、税理士法人等に限られています。

税理士でないのに、税理士業務を行っている、いわゆるにせ税理士に税理士業務を依頼した場合、不測の損害を受けたり、あと今まで税務上のトラブルの原因となるおそれもありますので、ご注意ください。

問 青梅税務署  
☎ 0428(22)3185

## 保険・年金



介護保険と申告

介護保険の利用者負担額や保険料など

は、所得税・住民税の申告の際に、所得控除の対象となる場合があります。  
**障害者控除**  
次の要件すべてに該当し、一定の基準を満たしている方へ、「障害者控除対象者認定書」を発行します（申請が必要です）  
○65歳以上の方  
○要介護（1～5）認定されている方  
○障害者手帳を交付されていない方  
○本認定を申請する方、もしくはその方を扶養している方が課税されている者（他区市町村）となる場合があります。  
**寝たきりの方のおむつ代の医療費控除**  
傷病によりおおむね6ヶ月以上寝たきりであり、医師の治療を受けている方のおむつ代は、医師による治療を受けるための直接必要な費用として、医療費控除の対象となります。

○申告には医師の発行した「おむつ使用認定証」とおむつ代の領収証が必要です。2年目以降で、介護認定されていける方は、主治医意見書の内容を確認してから、「主治医意見書の確認書」を発行します（申請が必要です）

### 居宅サービス・施設サービスの対価の医療費控除

介護サービスの利用者負担金は、医療費控除の対象となる場合があります。医療費控除の対象となるサービスや医療費控除となる金額についてご不明な点があ

### 社会保険料控除について

介護保険料は健康保険や年金と同様に社会保険料控除の対象です。

### 特別徴収の方

日本年金機構などから送られる源泉徴収票で確認してください。

### 普通徴収の方

税務課納税係（内線273）に直接お問い合わせください。  
※申告できる方は実際に保険料を納めた方です。

問 いきいき健康課 介護保険係 内線386  
年金相談会を開催します



年金の専門家（社会保険労務士）による予約制の個別相談です。

年金について気になることや不安なことなど、お気軽にご相談ください。

日時 1月24日(金)午前9時～午後4時  
(正午～午後1時は除く)

※相談時間は、おおむね30分以内

問 町民課 保険年金係 内線284  
場所 役場1階 町民談話室  
持物 相談に関する書類など  
申込 町民課保険年金係へ電話  
1月号 広報日の出 2020.1月号

る場合は、税務課住民税係（内線262）に直接お問い合わせください。

※高額介護サービス費などにより補てんされた分は差し引いて計算する必要があります。

262